

第 1 4 3 7 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

<p>[ 条 例 ]</p> <p>甲府市市税条例の一部を改正する条例……………3</p> <p>[ 規 則 ]</p> <p>甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………11</p> <p>[ 告 示 ]</p> <p>農業振興地域整備計画の変更公告……………12</p> <p>建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告……………13</p> <p>介護保険被保険者証無効告示……………14</p> <p>犬又は猫等の収容告示……………15</p> <p>地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(4件)……………16</p> <p>特定計量器定期検査の実施告示……………20</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………21</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告……………23</p> <p>指定障害児通所支援事業者の指定公示……………24</p> <p>指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示……………25</p>	<p>開発行為に関する工事の完了公告……………26</p> <p>農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………27</p> <p>犬又は猫等の収容告示……………28</p> <p>入札告示(3件)……………29</p> <p>指定医療機関の事業廃止公示……………37</p> <p>指定医療機関の記載事項変更公示(13件)……………38</p> <p>入札告示(4件)……………51</p> <p>固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達……………63</p> <p>入札告示……………64</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………67</p> <p>指定医療機関の指定公示……………69</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………70</p> <p>甲府市議会臨時会招集告示……………72</p> <p>自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示……………73</p> <p>犬又は猫等の収容告示……………74</p> <p>差押調書(謄本)公示送達……………75</p> <p>配当計算書・充当通知書公示送達……………76</p>
--	---

犬又は猫の引取り告示	77
指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示	78
指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	79
入札告示	80
犬又は猫の引取り告示（2件）	83
犬又は猫等の収容告示	85
開発行為に関する工事の完了公告	86
配当計算書・充当通知書公示送達	87
差押調書（謄本）公示送達	88
平成30年度補正予算の公表	89
甲府市職員採用試験実施公告（2件）	90
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書公示送達	92
入札告示（7件）	93
開発行為に関する工事の完了公告	113
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	114
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	115
犬又は猫の引取り告示	116
配当計算書・充当通知書公示送達	117
国民健康保険被保険者証無効告示	118
開発行為に関する工事の完了公告	119
指定医療機関の事業廃止公示	120
開発行為に関する工事の完了公告	121
介護保険料更正通知書公示送達	122
介護保険被保険者証無効告示	123
[ 教育委員会 ]	
入札告示	124
[ 選挙管理委員会 ]	

公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を定める告示	127
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会5月定例総会招集公告	128
[ 上下水道局 ]	
入札告示（3件）	129
下水道工事指定店の指定告示（2件）	138
指定給水装置工事事業者の指定告示（3件）	140
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	143

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第1号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第27条の6第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条の見出し、附則第6条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項、附則第7条の見出し及び同条第1項から第5項までの規定、附則第7条の3並びに附則第8条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第13条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定、附則第13条の2第1項及び第2項、附則第13条の3並びに附則第14条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第17条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第19条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第19条の5の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（次条）」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附

金（以下この項及び次条」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、「ところにより、」の次に「特例控除対象寄附金を受領する」を加え、「（特別区長を含む。以下この条において同じ）」を「若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という）」に改め、同条第2項中「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第19条の6中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第20条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第32条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第33条第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第2条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第29条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。

第29条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の5の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第29条の5第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条の6第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第11条の2に次の3項を加え、同条を附則第11条の2の2とする。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の4の規定により読み替えられた第62条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに係るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第11条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条にお

いて同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間（附則第 11 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 62 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 11 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 62 条の 5（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは「100 分の 1」とする。

附則第 12 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 64 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 900 円	1, 000 円
第 2 号ア (イ) a	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
第 2 号ア (イ) b	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 64 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 900 円	2, 000 円
------------	----------	----------

第2号ア(㊦) a	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
第2号ア(㊦) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(㊦)	3, 900円	3, 000円
第2号ア(㊦) a	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
第2号ア(㊦) b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第12条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第65条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第66条及び第66条の2の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第12条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中甲府市市税条例第27条の6の改正規定並びに同条例附則第19条の4、第19条の5及び第19条の6の改正規定並びに次条の規定 令和元年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和元年10月1日
- (3) 第2条中甲府市市税条例第29条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第29条の4、第29条の5及び第29条の6第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日
- (4) 第3条中甲府市市税条例第20条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）

第27条の6並びに附則第19条の4及び第19条の6の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の6第1項及び附則第19条の6の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第19条の6	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は甲府市市税条例の一部を改正する条例（令和元年5月条例第1号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の甲府市市税条例附則第19条の5第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第19条の5第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例（次項及び

第3項において「2年新条例」という。)第29条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第29条の4第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき甲府市市税条例第29条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の4第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第29条の5第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第29条の5第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例第20条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

---

# 規則

---

甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第1号

甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成18年9月規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条の表条例第2条第1号の規定に該当する契約の項契約期間の上限の欄中「。）」を「。）ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

# 告示

---

甲府市告示第232号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和元年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書はまちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1 事業名                | 都市計画道路高畑町昇仙峡線                           |
| 2 道路の種類              | 県道                                      |
| 3 路線名                | 県道甲府昇仙峡線                                |
| 4 道路の地名地番<br>(今回施工分) | 甲府市千塚四丁目3156番8地先 から<br>千塚四丁目3497番1地先 まで |
| 5 延長                 | 327m                                    |
| 6 幅員                 | 16m                                     |

甲府市告示第234号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

令和元年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第235号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年5月14日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年5月8日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市落合町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：成猫、小型

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 名称 高畑北部自治会  
2 変更事項  
代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者氏名	牧野憲雄	深沢祐治
代表者住所	甲府市高畑一丁目16番3号	甲府市高畑一丁目4番3号

- 3 変更年月日 平成31年4月5日

甲府市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西下条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	花 田 尚 則	向 山 修
代表者 住 所	甲府市西下条町633番地1	甲府市西下条町718番地

3 変更年月日 平成31年3月23日

甲府市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	長 田 良 一	中 楯 雄 士
代表者 住 所	甲府市塩部三丁目16番13号	甲府市塩部四丁目10番20号

3 変更年月日 平成31年3月23日

甲府市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 高室町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	石 原 英 治	中 澤 孝 成
代表者 住 所	甲府市高室町258番地2	甲府市高室町739番地

3 変更年月日 平成31年4月1日

甲府市告示第240号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、山城地区、大  
 国地区、大里地区、里垣地区の令和元年度特定計量器定期検査を次のとおり実施す  
 るので、計量法第21条第2項の規定により公告する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口雄一

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象地区
6月10日（月）	午前10時から正午	大国小学校	山城地区 大里地区 大里地区
6月11日（火）	午前10時から正午 午後1時から3時	里垣小学校	里垣地区
6月12日（水）			

2 検査対象特定計量器 質量計

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC

2 業務概要

元気アップチェック（基本チェックリスト）により介護予防・日常生活支援サービス事業対象者として登録された者、あるいは要支援1及び2の認定を受けている者に対し、介護予防ケアマネジメントの結果、サービスを利用することで、介護予防を自分で実施するセルフケアにつながることを期待できる者に次の通所型サービスCを実施する。（詳細は各仕様書参照）

- (1) 元気運動教室（運動機能の向上・器械あり）
- (2) 元気運動教室（運動機能の向上・器械なし）
- (3) わっはっ歯教室（口腔機能の向上）

3 事業期間

令和元年7月1日～令和2年3月31日

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内の会場で別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人又は個人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及び構成員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税及び事業所等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

5 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和元年5月10日（金）～5月16日（木）

日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

- (2) 配布場所 甲府市福祉保健部長寿支援室介護予防課  
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市役所本庁舎2階 介護予防課窓口
- (3) 配布方法 直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

#### 6 公募申込書等の提出期間及び提出場所

- (1) 提出期間等 令和元年5月17日（金）～5月30日（木）  
日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。  
午前9時～午後5時
- (2) 提出場所 甲府市福祉保健部長寿支援室介護予防課  
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市役所本庁舎2階 介護予防課窓口

#### 7 スケジュール

告示	令和元年5月10日（金）
募集要領等の配布	令和元年5月10日（金）～16日（木）午後5時
質問書の受付	令和元年5月10日（金）～16日（木）午後5時
質問書の回答	令和元年5月16日（木）～22日（水）※順次回答
参加表明書等の提出	令和元年5月17日（金）～5月30日（木）午後5時
実地調査	令和元年5月23日（木）～6月7日（金）
選定結果通知発送	令和元年6月18日（火）
業務委託契約締結	令和元年7月 1日（月）

#### 8 連絡先

甲府市福祉保健部長寿支援室介護予防課  
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
TEL：055-237-5484  
FAX：055-236-0118

甲府市告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市川田町字外中代557番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲州市塩山西広門田226番地  
メゾンリッチC棟102号  
望月 愛

甲府市告示第243号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の2第5第1号の規定により公示する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口雄一

- |   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社グローアップ        |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市住吉三丁目8番7号      |
| 3 | 事業所名    | 発達支援教室 ライフ        |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉三丁目8番7号      |
| 5 | 事業の種類   | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950102549        |
| 7 | 指定年月日   | 令和元年5月1日          |

甲府市告示第244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名    | 特定非営利活動法人ライフサポート                              |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市羽黒町829番地6                                  |
| 3 | 事業所名    | 相談支援事業所リアライズ                                  |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市羽黒町829番地6                                  |
| 5 | 事業の種類   | 指定特定相談支援、指定障害児相談支援                            |
| 6 | 主たる対象者  | 特定なし  |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930102551（指定特定相談支援）<br>1970102560（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日   | 令和元年5月1日                                      |

甲府市告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市蓬沢町字整理地1122番3  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市蓬沢1丁目8番3号  
高野 嘉朗

甲府市告示第246号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第247号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年5月15日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年5月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市城東2丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：成猫、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第288号              |
| (2) 業務名称   | 都市再生整備計画策定支援業務委託（甲府駅周辺地区） |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和2年3月6日まで         |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                     |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                      |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 配置技術者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
  - ア 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門－建設－都市及び地方計画又は建設部門－都市及び地方計画）、シビルコンサルティングマネージャ：RCCM（都市計画及び地方計画）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者－調査・計画）等の業務内容に応じた資格を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。
  - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申請日以前3か月以上の継続した雇用関係）があること。
  - ウ 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、それぞれ別の者を配置できる体制であること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和元年5月13日（月）～令和元年5月23日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
令和元年5月23日（木）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月13日（月）～令和元年5月23日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
令和元年5月23日（木）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和元年6月7日（金） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 11号		
工事名	史跡武田氏館跡梅翁曲輪ゾーン整備工事（第3次）		
工事場所	甲府市屋形三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 136.04 m (No.3 ~ No.13) ・盛土 V = 210.0 m <sup>3</sup> ・法面安定ジオテキスタイル A = 173.0 m <sup>2</sup> ・地被類植栽 (コグマザサ) N = 3, 693 鉢 ・マルチング被覆 A = 148.0 m <sup>2</sup> ・かご枠 L = 94.0 m ・透水性高炉スラグ舗装 (カラーサンド) A = 240.0 m <sup>2</sup> ・ガードパイプ (Gp-C-3E) L = 105.0 m ・転落 (横断) 防止柵 L = 129.0 m ・仮設工 1式
	2	工期	令和元年10月16日まで
	3	予定価格 (税込み)	28,138,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月13日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年5月22日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月13日
	4	申請書受付締切日	令和元年5月22日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年5月28日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月13日
	7	設計図書配付締切日	令和元年5月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月13日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年5月29日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月6日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月3日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>		
支払条件	前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第250号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 17号		
工事名	農道舗装工事 (H31-1)		
工事場所	甲府市下今井町地内		
工事概要	1	工事内容	・アスファルト舗装工 A=2, 240.0m <sup>2</sup> ・構造物撤去工 1式
	2	工期	令和元年8月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,793,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成16年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月13日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年5月22日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月13日
	4	申請書受付締切日	令和元年5月22日 <u>午後3時まで</u>

	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年5月28日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月13日
	7	設計図書配付締切日	令和元年5月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月13日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年5月29日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月6日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月3日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0101700
2	名 称	薬局もみのき
3	所 在 地	甲府市長松寺町13-10
4	開 設 者	橘田博子
5	廃 止 年 月 日	平成31年3月5日

甲府市告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0113564
2	名 称	共創未来甲府薬局
3	所 在 地	甲府市増坪町531-3
4	開 設 者	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山善郎
5	管 理 者	朝倉晶子
6	変 更 年 月 日	平成31年4月1日

甲府市告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0140203
2	名 称	共創未来甲府中央薬局
3	所 在 地	甲府市朝気1-93-2
4	開 設 者	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山善郎
5	管 理 者	高橋一之
6	変 更 年 月 日	平成31年4月1日

甲府市告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0140120
2	名 称	ファーマみらい西下条薬局
3	所 在 地	甲府市西下条町17番地
4	開 設 者	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山善郎
5	管 理 者	青山直生
6	変 更 年 月 日	平成31年4月1

甲府市告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0140310
2	名 称	みどり薬局緑が丘店
3	所 在 地	甲府市緑が丘2丁目2番16号
4	開 設 者	ワカバ(株) 代表取締役 水越誠
5	管 理 者	永田和徳
6	変 更 年 月 日	平成31年4月11日

甲府市告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1970103378
2	事業所の名称	みのり居宅介護支援事業所
3	事業所の所在地	甲府市太田町3番12号
4	サービスの種類	居宅介護支援事業
5	開設者	KASAI Office 株式会社 代表取締役 河西保子
6	管理者	河西保子
7	変更年月日	平成30年10月11日

甲府市告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1970104616
2	事業所の名称	リタワーク
3	事業所の所在地	甲府市湯村3-18-12
4	サービスの種類	介護予防訪問介護、訪問介護
5	開設者	株式会社ファミリーケア 代表取締役 末木とも子
6	管理者	末木 龍
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1940140203
2	事業所の名称	共創未来 甲府中央薬局
3	事業所の所在地	甲府市朝気1-93-2
4	サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導
5	開設者	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山善郎
6	管理者	高橋一之
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1940113564
2	事業所の名称	共創未来甲府薬局
3	事業所の所在地	甲府市増坪町531-3
4	サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導
5	開設者	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山善郎
6	管理者	朝倉晶子
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1940140120
2	事業所の名称	ファーマみらい 西下条薬局
3	事業所の所在地	甲府市西下条町17番地
4	サービスの種類	導介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導
5	開設者	株式会社ファーマみらい 代表取締役 岡山善郎
6	管理者	青山直生
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1970103691
2	事業所の名称	株式会社フロンティア山梨営業所
3	事業所の所在地	甲府市住吉4-3-38
4	サービスの種類	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
5	開設者	株式会社フロンティア 代表取締役 重森裕之
6	管理者	中澤嘉之
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1970100291
2	事業所の名称	株式会社ヤマシタ山梨営業所
3	事業所の所在地	甲府市和戸町1018-1
4	サービスの種類	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
5	開設者	株式会社ヤマシタ 代表取締役社長 山下和洋
6	管理者	前島卓雄
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1970104822
2	事業所の名称	みんぷく訪問介護事業所
3	事業所の所在地	甲府市丸の内3-10-19
4	サービスの種類	介護予防訪問介護、訪問介護
5	開設者	社会福祉法人甲府市民生福祉会 理事長 戸田 知
6	管理者	矢野好幸
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業所番号	1970105092
2	事業所の名称	桜井寮居宅介護支援事業所
3	事業所の所在地	甲府市丸の内3-10-19
4	サービスの種類	居宅介護支援
5	開設者	社会福祉法人甲府市民生福祉会 理事長 戸田 知
6	管理者	今井文子
7	変更年月日	平成31年4月1日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号       | 第297号    |
| (2) 物件名        | グレーチング一式 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による |
| (6) 予定価格       | 公表しない    |
| (7) 最低制限価格     | 設けない     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「建設資材・木材」または「鉄工・板金・鋳造・煉瓦」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年5月13日（月）～令和元年5月27日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月13日(月)～令和元年5月27日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年6月5日(水) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号       | 第365号                |
| (2) 物件名        | サーキュレーター（湯田小学校 外11校） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による             |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による             |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による             |
| (6) 予定価格       | 公表しない                |
| (7) 最低制限価格     | 設けない                 |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「電気製品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年5月13日（月）～令和元年5月22日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月13日(月)～令和元年5月22日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年5月30日(木) 午前10時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) 本物件落札者は、第366号「サーキュレーター（新紺屋小学校 外12校）」及び第367号「サーキュレーター（中学校）」の入札に参加することはできない。
- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 入札番号       | 第366号                 |
| (2) 物件名        | サーキュレーター（新紺屋小学校 外12校） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による              |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による              |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による              |
| (6) 予定価格       | 公表しない                 |
| (7) 最低制限価格     | 設けない                  |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「電気製品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年5月13日（月）～令和元年5月22日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月13日(月)～令和元年5月22日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年5月30日(木) 午前10時15分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) 第365号「サーキュレーター（湯田小学校 外11校）」を落札した者は、本物件の入札に参加することはできない。

また、本物件落札者は、第367号「サーキュレーター（中学校）」の入札に参加することはできない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号       | 第367号         |
| (2) 物件名        | サーキュレーター（中学校） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による      |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による      |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による      |
| (6) 予定価格       | 公表しない         |
| (7) 最低制限価格     | 設けない          |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「電気製品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年5月13日（月）～令和元年5月22日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月13日(月)～令和元年5月22日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年5月30日(木) 午前10時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) 第365号「サーキュレーター（湯田小学校 外11校）」または第366号「サーキュレーター（新紺屋小学校 外12校）」を落札した者は、本物件の入札に参加することはできない。
- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第269号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |        |             |       |
|---|-----------|--------|-------------|-------|
| 1 | 書類名       | 平成31年度 | 固定資産税・都市計画税 | 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |             |       |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所  | 市民部課税管理室    | 資産税課  |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第318号         |
| (2) 業務名称   | 甲府市保健福祉計画策定業務      |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和2年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による             |
| (5) 業務内容   | 仕様書による             |
| (6) 予定価格   | 公表しない              |
| (7) 最低制限価格 | 設けない               |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成30年度までに地方公共団体等が行う福祉計画策定業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年5月14日（火）～令和元年5月23日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月15日（水）～令和元年5月23日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年6月5日（水） 午前10時30分
- (2) 場所 甲府市役所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎9階（9-2会議室）  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申請書の提出を招請する。

令和元年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 公募対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 契約番号   | (業務委託) 第313号           |
| (2) 業務名称   | 令和元年度人権啓発に関するパネル展等業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和2年3月31日まで     |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 公募参加資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に事務所等を設置し、長年にわたり人権啓発活動を実施している法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年5月14日(火)～令和元年5月21日(火)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時(締切日は午後3時まで)

- (2) 配付場所 甲府市市民部市民協働室人権男女参画課  
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5120
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 その他・公募型/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月14日(火)～令和元年5月21日(火)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時(締切日は午後3時まで)
- イ 場所 甲府市市民部市民協働室人権男女参画課  
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5120
- 4 参加申請の手続き等
- その他参加申請に関する手続きや審査等に関する内容は、「令和元年度人権啓発に関するパネル展等業務委託に関する公募要領」を参照すること。

甲府市告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第82条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

- |         |   |
|---------|---|
| 1 名称    | 甲府昭和みみ・はな・のどクリニック                           |
| 2 所在地   | 甲府市国母7-4-12                                 |
| 3 開設者   | 金丸周一郎                                       |
| 4 指定の期間 | 平成31年4月1日から令和 年 月 日<br>（「指定更新のみなし」有のため期限なし） |
| 5 指定番号  | 生医甲 1-7                                     |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和元年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

令和元年度開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務

2 業務概要

本市の歴史的な節目となる「こうふ開府500年」を契機とし、誘客促進をはじめ幅広い分野での利用ができるツールとして本市が制作した、VRコンテンツの利用促進等を行うための業務について委託するものである。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、プロポーザル内容等を総合的に判断し、最も優れたプロポーザルを行った事業者を本業務委託の優先交渉権者とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であり、業務委託を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続等及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (7) 過去5年以内に、国又は地方公共団体と同種又は類似の業務を受託した実績があること。

5 手続等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画総室企画課

甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5289

FAX：055-220-6938

電子メールアドレス：seisaku@city.kofu.lg.jp

令和元年 5 月 22 日午後 1 時、次の付議すべき事件について甲府市議会臨時会を甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号甲府市議会議場に招集する。

令和元年 5 年 15 日

甲府市長 樋口 雄一

付議事件

- 1 議長選挙について
  - 2 副議長選挙について
  - 3 議会運営委員会委員の選任について
  - 4 常任委員会委員の選任について
  - 5 甲府地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
  - 6 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会議員の選挙について
  - 7 東八代広域行政事務組合議会議員の選挙について
  - 8 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 以上、議員の臨時会招集請求に基づく付議事件
- 9 専決処分について（平成 30 年度甲府市一般会計補正予算（第 8 号））
  - 10 専決処分について（甲府市市税条例等の一部を改正する条例制定について）
  - 11 甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について
  - 12 監査委員の選任について

甲府市告示第275号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
甲府駅北口よっちやばれ広場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成31年4月2日（火）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活課  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1,000円・原動機付自転車2,000円）

甲府市告示第276号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年5月21日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年5月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市上石田1丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：キジ白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪無し、痩せている

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第277号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年5月17日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名       | 差押調書謄本            |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり            |
| 3 保管場所      | 甲府市 市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第278号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年5月17日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書<br>充当通知書      |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり              |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所 市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第279号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年5月21日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年5月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市飯田地内
- 2 犬又は猫の別：猫（2頭）
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス（2頭）
- 5 毛の色：キジトラ、キジシロ
- 6 その他の特徴：4～5週齢くらい、首輪をしていない

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和元年5月20日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104616                                    |
| 2 | 事業所の名称    | リタワーク   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市湯村三丁目18-12                                 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市湯村三丁目18-12<br>株式会社 ファミリーケア<br>代表取締役 末木 とも子 |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防訪問介護相当サービス)           |
| 6 | 指定年月日     | 令和元年5月16日                                     |

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和元年5月20日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971700891  |
| 2 | 事業所の名称    | 甲斐ケアセンターそよ風   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲斐市大下条869-1   |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 東京都港区北青山二丁目7番13号<br>プラセオ青山ビル<br>株式会社ユニマツト<br>リタイアメント・コミュニティ<br>代表取締役 中川清彦 |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防通所介護相当サービス)                                       |
| 6 | 指定年月日     | 令和元年6月1日  |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| (1) 契約番号   | (業務委託) 第362号                     |
| (2) 業務名称   | 令和元年度広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加事業業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和元年8月6日まで                |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                           |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                           |
| (6) 予定価格   | 公表しない                            |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                             |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、業種が「運送業務」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税等の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和元年5月20日(月)～令和元年5月27日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時(締切日は午後3時まで)
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 令和元年5月20日(月)～令和元年5月27日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時(締切日は午後3時まで)  
イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5294

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年6月12日(水) 午前10時  
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 283 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年 5 月 23 日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年 5 月 20 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市梯子町 国道 358 号上 右左口トンネル精進湖側出口付近
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種（甲斐犬系）
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒トラ
- 6 その他の特徴：成犬、たち耳、中型、首輪等無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第 284 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年 5 月 23 日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年 5 月 20 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市飯田地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：4～5 週齢くらい、首輪をしていない

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第285号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年5月28日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和元年5月21日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市国母7丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジ白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字天屋215番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市伊勢3丁目13番5-204号  
倉金 潤

甲府市告示第287号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年5月22日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                      |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 市民発第20536号<br>充当通知書 市民発第20538号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                                 |
| 3 | 保管場所      | 甲府市 市民部収納管理室滞納整理課                    |

甲府市告示第288号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年5月22日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書謄本 市民発第20385号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)              |
| 3 | 保管場所      | 甲府市 市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第289号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成30年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

令和元年5月22日

甲府市長 樋口 雄一

平成30年度甲府市一般会計補正予算（第8号）

甲府市告示第290号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第291号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第292号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 書類名       | 平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼決定通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                          |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課             |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）1号		
工事名	①側溝改良工事（31-1） ②（街路-13）配水管布設替工事		
工事場所	甲府市和田町地内		
工事概要	1	工事内容	①・施工延長 L = 21.6m ・側溝工（300型） L = 22.1m ・集水桝工 N = 1箇所 ・プレキャスト擁壁工 L = 21.6m ・防護柵工 L = 22.0m ・舗装打換え工 A = 53.0㎡ ・付帯工 1式 ②・DIP.GX（φ100） 25.0m ・DIP.K（φ100） 2.5m ・不断水簡易仕切弁（DIP用） （φ100） 2基 ・水抜栓（φ25） 1基 ・臨給工（支給材有） 1式
	2	工期	令和元年9月27日まで
	3	予定価格 （税込み）	13,532,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事等若しくは道路改良工事等と配水管布設替工事等との合併工事。ただし、1件の工事請負額が、600万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての

			実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月18日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 20号		
工事名	甲府商業高等学校紫紺館耐震補強及び改修工事		
工事場所	甲府市上今井町300番地		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修 一式</li> <li>・防水改修 一式</li> <li>・外壁改修 一式</li> <li>・電気設備工事 一式</li> </ul>
	2	工期	令和元年11月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	33,462,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	<p>公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,600万円以上の実績に限る。元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>
	4	配置予定技術者の資格	<p>入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u></p>
総合評価に	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札日時	令和元年6月18日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和元年6月21日
	12	開札日時	令和元年6月27日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和元年6月28日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和元年6月25日まで
	2	回答	令和元年6月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和元年6月26日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））</u>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和元年 5 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 2 3 号		
工事名	湯田小学校校舎トイレリニューアル(建築主体) 工事		
工事場所	甲府市湯田一丁目 8 番 1 号		
工事概要	1	工事内容	湯田小学校 校舎 鉄筋コンクリート造 3 階建て 1、2、3 階 トイレリニューアル工事 ・内装改修工事 一式 ・建具工事 一式 ・解体工事 一式 ・電気設備工事 一式
	2	工期	令和元年 9 月 1 3 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 6, 2 3 2, 4 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B 又は C
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1 件の工事請負額が、8 0 0 万円以上の実績に限る。元請として平成 1 6 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年 5 月 2 3 日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月18日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和元年 5 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 2 4 号		
工事名	西中学校校舎トイレリニューアル I 期 (建築主体) 工事		
工事場所	甲府市飯田 5 丁目 1 3 番 1 号		
工事概要	1	工事内容	西中学校校舎 鉄筋コンクリート造 3 階建て 西側 1、2、3 階 トイレリニューアル工事 ・内装改修工事 一式 ・建具工事 一式 ・解体工事 一式 ・電気設備工事 一式
	2	工期	令和元年 9 月 1 3 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 4, 0 2 9, 2 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 C
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1 件の工事請負額が、7 0 0 万円以上の実績に限る。元請として平成 1 6 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年 5 月 2 3 日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月18日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 21号		
工事名	湯田小学校校舎トイレリニューアル（機械設備）工事		
工事場所	甲府市湯田一丁目8番1号		
工事概要	1	工事内容	湯田小学校校舎トイレリニューアル工事に伴う機械設備工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水設備工事 1式</li> <li>・ 排水設備工事 1式</li> <li>・ 衛生器具設備工事 1式</li> <li>・ 消火設備工事 1式</li> <li>・ 換気設備工事 1式</li> <li>・ 撤去工事 1式</li> </ul>
	2	工期	令和元年9月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,351,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月18日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 22号		
工事名	西中学校校舎トイレリニューアルI期（機械設備）工事		
工事場所	甲府市飯田五丁目13番1号		
工事概要	1	工事内容	南館（26棟）リニューアル工事に伴う機械設備工事 ・衛生器具設備工事 1式 ・給排水管改修工事 1式
	2	工期	令和元年9月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,979,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日

	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月18日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）2号		
工事名	①市道舗装工事（31-1） ②下水道修繕工事（公共H31-1）		
工事場所	甲府市朝日二丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	①施工延長 L = 171.7 m 切削オーバーレイ工 A = 1,124.0 m <sup>2</sup> 区画線工 1式 ②小口径公設柵取替工（φ150） 14箇所 小口径公設柵取付管取替工（φ150） 3箇所 小口径公設柵取付管取替工（φ200） 1箇所 公設柵取付管取替工（φ500） 1箇所 雨水柵取付管取替工（φ500） 2箇所 小口径公設柵鉄蓋調整工（φ150） 1箇所 公設柵取付管撤去工（φ500） 7箇所 人孔鉄蓋調整取替工（1号） 7箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和元年9月20日まで
	3	予定価格 （税込み）	19,148,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値（P）650点以上

	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月18日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p><u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u></p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市蓬沢町字整理地1122番1及び1124番3  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市向町610番地1  
シャーマンブルートD棟101  
川崎 数馬

甲府市告示第301号

介護保険法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和元年5月28日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                            |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1371209642                 |
| 2 | 事業所の名称    | りはびり空間 プレミア・ケア 芦花公園店       |
| 3 | 事業所の所在地   | 東京都世田谷区南烏山1-16-19          |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社プレミア・ケア<br>代表取締役 関 根 浩 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護                  |
| 6 | 廃止年月日     | 平成31年3月31日                 |

甲府市告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下小河原自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	堀 井 敏 明	田 辺 建 男
代表者 住 所	甲府市住吉五丁目23番6号	甲府市下小河原町314番地

3 変更年月日 平成31年3月17日

甲府市告示第303号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年6月3日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和元年5月29日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市上石田3丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：1ヶ月半くらい、首輪をしていない

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第304号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年5月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                      |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 市民発第20833号<br>充当通知書 市民発第20834号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                                 |
| 3 | 保管場所      | 甲府市 市民部収納管理室滞納整理課                    |

甲府市告示第305号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和元年5月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下今井町字村西43番1及び43番3から43番18まで  
以上17筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市小瀬町8番地  
株式会社とちの木  
代表取締役 中 沢 健 次

甲府市告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次の者から指定医療機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

1	医療機関コード	0140161
2	名 称	正和堂薬局
3	所 在 地	甲府市塩部一丁目11-11
4	開 設 者	有限会社メディカルショウワ 代表取締役 堀口幸彦
5	廃 止 年 月 日	平成31年4月30日

甲府市告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市蓬沢一丁目879番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
静岡県静岡市葵区大岩本町9番30-303号  
福田 行宏

甲府市告示第309号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和元年5月31日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 甲府市介護保険料 更正通知書   |
| 2 | 発送日       | 平成31年4月1日<br>令和元年5月22日                                     |
| 3 | 項目        | 平成30年度介護保険料更正通知書（平成30年度賦課分）<br>平成31年度介護保険料更正通知書（平成31年度賦課分） |
| 4 | 納付方法      | 年金からの特別徴収、普通徴収   |
| 5 | 送達を受けるべき者 | （省略）   |
| 6 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課   |

甲府市告示第310号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和元年5月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

# 教育委員会

甲府市教育委員会告示第18号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月21日

甲府市教育委員会  
教育長 小林 仁

## 1 入札対象業務

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号   | (教長契) 第15号                |
| (2) 業務名称   | 甲府市立小学校（15校）ガス空調機保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 令和元年7月1日から令和4年6月30日まで     |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                    |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                    |
| (6) 予定価格   | 公表しない                     |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                      |

## 2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における建設工事の競争入札参加資格の認定において、業種が「管工事」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和元年5月22日（水）～令和元年5月30日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和元年5月22日（水）～令和元年5月30日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320  
※郵送は不可
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和元年6月18日（火） 午前10時
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

#### 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおり定める。

令和元年5月17日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 令和元年6月定時登録日  
令和元年6月3日（月）

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会5月定例総会を、令和元年5月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和元年5月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和元年6月告示分農用地利用集積計画について

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第22号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月13日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

## 一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(機械) 130007号		
工事名	下水道管布設工事に伴うマンホールポンプ設置工事(H30-1)		
工事場所	甲府市古府中町地内		
工事概要	1	工事内容	古府中第5中継ポンプ場 ・水中汚水ポンプ(φ65 0.75kW) 2台 ・据付・配管設備 1式 古府中第6中継ポンプ場 ・水中汚水ポンプ(φ65 0.75kW) 2台 ・据付・配管設備 1式 古府中第5・6中継ポンプ場 ・制御盤(自立型) 1面
	2	工期	令和元年10月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,291,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店又は営業所所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)600点以上

	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月13日
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年5月22日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月13日
	4	申請書受付締切日	令和元年5月22日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年5月28日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月13日
	7	設計図書配付締切日	令和元年5月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月13日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年5月29日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月6日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月3日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p><u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u></p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年5月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110005号			
工事名	(更新-10) 配水管布設替工事			
工事場所	甲府市元紺屋町地内（愛宕トンネルの北西）			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. GX (φ100) 325.5m</li> <li>・DIP. K (φ100) 2.0m</li> <li>・DIP. GX (泥吐管) (φ100) 3.0m</li> <li>・DIP. K (仮設管) (φ100) 6.5m</li> <li>・DIP. GX (φ75) 18.0m</li> <li>・RRVP (φ75) 1.5m</li> <li>・SSP (φ50) 15.5m</li> <li>・SSP (泥吐管) (φ50) 9.0m</li> <li>・SP (泥吐管) (φ50) 1.0m</li> <li>・SSP (φ40) 1.0m</li> <li>・仕切弁. GX (φ100) 7基</li> <li>・泥吐弁. GX (φ100) 2基</li> <li>・仕切弁. GX (φ75) 3基</li> <li>・消火栓 (φ75) 3基</li> <li>・仕切弁. F (φ50) 2基</li> <li>・泥吐弁. F (φ50) 1基</li> </ul>	
	2	工期	令和2年3月18日まで	
	3	予定価格 (税込み)	49,720,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資	1	本店所在地	甲府市内	

格	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,400万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
総合評価に関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月23日
日程	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札日時	令和元年6月18日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和元年6月21日
	12	開札日時	令和元年6月27日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和元年6月28日
	提出書類	1	参加申請時

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和元年6月25日まで
	2	回答	令和元年6月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和元年6月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第24号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年5月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110006号		
工事名	(鉛対4-7) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市上石田四丁目地内 (南西第四児童公園の北東)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. GX (φ100) 116.0m</li> <li>・DIP. K (φ150) 3.0m</li> <li>・DIP. K (φ100) 10.0m</li> <li>・仕切弁. GX (φ100) 2基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 1基</li> </ul>
	2	工期	令和元年9月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,333,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、600万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和元年5月23日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月3日
	3	申請書受付開始日	令和元年5月23日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月3日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和元年6月7日
	6	設計図書配付開始日	令和元年5月23日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和元年5月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和元年6月10日
	10	入札及び開札日時	令和元年6月18日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和元年6月13日 午後5時まで
	2	回答	令和元年6月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第25号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- |   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 1 | 指定年月日 | 令和元年5月28日     |
|   | 指定番号  | 第269号         |
|   | 指定店名  | 株式会社乙黒設備      |
|   | 所在地   | 甲府市下飯田4-3-9-8 |
|   | 代表者氏名 | 乙黒 和隆         |

甲府市上下水道局告示第26号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- |         |                |
|---------|----------------|
| 1 指定年月日 | 令和元年5月28日      |
| 指定番号    | 第270号          |
| 指定店名    | マルヤマ設備         |
| 所在地     | 甲州市勝沼町等々力121-1 |
| 代表者氏名   | 丸山 祐司          |

甲府市上下水道局告示第27号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和元年5月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- |        |                |
|--------|----------------|
| 1 指定番号 | 第426号          |
| 指定業者名  | 株式会社 乙黒設備      |
| 所在地    | 甲府市下飯田4丁目3-9-8 |
| 代表者    | 乙黒 和隆          |

甲府市上下水道局告示第28号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和元年5月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- |        |                |
|--------|----------------|
| 1 指定番号 | 第427号          |
| 指定業者名  | マルヤマ設備         |
| 所在地    | 甲州市勝沼町等々力121-1 |
| 代表者    | 丸山 祐司          |

甲府市上下水道局告示第29号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和元年5月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- |   |       |           |
|---|-------|-----------|
| 1 | 指定番号  | 第364号     |
|   | 指定業者名 | 野中住宅設備    |
|   | 所在地   | 中央市藤巻1562 |
|   | 代表者   | 野中 茂      |

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

望 月 由 佳

技術職員に採用する

保健師を命ずる

子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

以 上 発 令 日 令和元年 5月 1日

末 木 咲 子

甲府市監査委員に選任する

以 上 発 令 日 令和元年 5月 23日